

定 款

サツドラホールディングス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、サツドラホールディングス株式会社と称し、英文では、S A T U D O R
A H O L D I N G S C O . , L T D .と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

(1) 下記物品の輸出入、製造、卸売、販売

- ① 医薬品、医薬部外品、毒物・劇物、医療用具、医療用消耗品、歯科診療材料
- ② 化粧品、衛生用品、衛生材料品
- ③ 食料品、飲料水、酒類、煙草、米、塩
- ④ 文房具、玩具、書籍、テレビゲーム等のゲームソフト
- ⑤ 日用品雑貨、度量衡計量器、家庭用小間物、履物、衣料品、寝装具
- ⑥ ペットフード、ペット用品

(2) 調剤薬局の経営

(3) 診療報酬請求事務並びに病院一般事務の受託

(4) フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストアの経営並びに加盟店の指導育成、運営の受託、管理業務

(5) 給与計算代行業務、経営管理及び労務コンサルティング

(6) 介護保険法による訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所生活介護、福祉用具貸与、福祉用具販売の居宅サービス事業

(7) 介護保険法に伴う訪問調査、ケアプランの作成並びにコンサルティング

(8) 在宅介護に関する相談並びにコンサルティング

(9) 老人介護食・医療食に関する開発、研究及び販売

(10) 児童福祉法による各種サービス事業及びコンサルティング

(11) 労働者派遣事業

(12) 不動産の賃貸及び管理

(13) 古物売買並びにその受託販売

(14) 物品のリース並びにレンタル

(15) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

(16) 飲食店業

(17) プリペイドカードの発行及び取り扱い

(18) 定期、不定期刊行物の販売等の出版事業

(19) 電子マネー及びその電子的価値情報の発行、販売及び管理

(20) インターネット等の情報通信システムによる通信販売・販売促進サービス

- (21) コンピュータシステムの企画開発、販売、リース、管理保守並びにコンサルティング
- (22) 知的財産権等の仲介、利用及びノウハウの提供
- (23) 広告業及び広告代理業
- (24) 旅行業及び旅行業者代理業並びに旅行代理店業
- (25) 整骨、マッサージ及び整体等の診療所の経営
- (26) 教材、教具、教育出版物の卸売及び販売並びに輸出入
- (27) 語学学校及び学習塾の経営
- (28) 海外留学関連事務手続き、海外研修コースの企画・運営
- (29) 講演会、セミナー、研修会、シンポジウム等の開催・企画・運営
- (30) グローバル人材、人材育成コンサルティング
- (31) 住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業並びに住宅宿泊仲介業
- (32) 有料職業紹介事業
- (33) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (34) シェアオフィスの運営及び管理
- (35) 小売業及び卸売業に関するコンサルティング
- (36) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (37) ウェブサイト、ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、開発、製作、販売
- (38) I T 活用に関するマーケティング情報の分析加工、販売及び出版
- (39) 企業の海外視察に関する事務の代行並びに情報提供サービス
- (40) 地方自治体及び民間企業との共同地域再生事業
- (41) 前各号に附帯関連する一切の事業

2 当会社は、前項各号の事業及び前項各号に附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を札幌市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、56,904,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月15日とする。

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集手続)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長及びその他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集手続)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会はその決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 当会社の会計監査人の選任は、株主総会の決議をもって行う。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定)

第 38 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 5 月 16 日から翌年 5 月 15 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 15 日とする。

(中間配当の基準日)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 15 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任限定に関する経過措置)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 4 回定期株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が定める額を限度額として、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

現行第 15 条（株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3 本附則の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2017(平成 29)年 8 月 9 日一部変更
2018(平成 30)年 8 月 9 日一部変更
2019(令和 1)年 8 月 8 日一部変更
2020(令和 2)年 8 月 12 日一部変更
2021(令和 3)年 8 月 11 日一部変更
2021(令和 3)年 11 月 16 日一部変更
2022(令和 4)年 8 月 10 日一部変更

以上